



平成29年8月18日
中部地方整備局
新丸山ダム工事事務所

第1回新丸山ダム水源地域協議会を開催 ～ダム水源地域の振興に向けて～

新丸山ダム建設事業は、転流工工事に着手し、今後、工事が本格化することで、ダム見学者の増加が見込まれるところであります。

そこで、丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、観光客の誘致などの新丸山ダム水源地域（瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町）の振興に資する効果的な施策を検討することを目的とする「新丸山ダム水源地域協議会」を立ち上げ、第1回協議会を開催します。

- 1) 日 時：平成29年8月25日（金）10:00～11:00
- 2) 会 場：八百津町ファミリーセンター 2階講義室
（岐阜県加茂郡八百津町八百津3827-1）
- 3) 配付資料：議事次第
新丸山ダム水源地域協議会規約（案）
- 4) 出席者：規約（案）会員名簿参照
- 5) 解 禁：指定なし
- 6) 配布先：美濃加茂市政記者クラブ 可児記者クラブ

【問い合わせ先】国土交通省 中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所
副所長 永田 基、調査課長 後藤 功次
電話 0574-43-2780（代表）

第1回 新丸山ダム水源地域協議会

日時：平成29年8月25日（金）10:00～11:00

会場：八百津町ファミリーセンター 2階講義室

次第

1. 開 会
2. 開催挨拶（新丸山ダム工事事務所）
3. 議 事
 - （1）新丸山ダム水源地域協議会規約について
 - （2）新丸山ダム水源地域の振興に向けて
 - ・他ダムにおける地域振興の取り組みについて
 - ・丸山ダム・新丸山ダムにおける地域振興に係る取り組み
 - ・瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町の地域振興に向けた考え方について
 - （3）今後の協議会の進め方について
4. 閉 会（閉会の挨拶）

新丸山ダム水源地域協議会規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「新丸山ダム水源地域協議会」(以下、「協議会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

(目 的)

第2条 丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、新丸山ダム水源地域(瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町)の振興に資する効果的な施策を検討する。

(掌握事務)

第3条 本会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 丸山ダム管理・新丸山ダム建設工事に伴う地域振興に関すること。
- (2) 新丸山ダム水源地域の連携による地域振興に関すること。

(協議会)

第4条 協議会は別表に掲げる会員により、構成する。

2. 協議会の事務局は、国土交通省新丸山ダム工事事務所とする。
3. 協議会は、必要に応じて事務局が招集し、第3条(所掌事務)に関する事項を検討する。
4. 協議会は、幹事会を組織し、会務を行う。

(幹事会等)

第5条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを組織し、施策の具体的な検討を実施する。

2. ワーキンググループの組織構成は、検討内容及び地域性を考慮するものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則 この規約は、平成29年8月25日から施行する。

(別表)

新丸山ダム水源地域協議会 会員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
瑞浪市長	水野 光二	
恵那市長	小坂 喬峰	
八百津町長	金子 政則	
御嵩町長	渡邊 公夫	
関西電力(株)東海支社長	大植 康司	
国土交通省丸山ダム管理所長	下村 卓	
国土交通省新丸山ダム工事事務所長	川瀬 宏文	